

令和元年度社会福祉法人指導監査の実施結果について
(一般監査状況)

所轄庁:弘前市

所轄法人数	59法人
指導監査実施法人数	20法人
文書指摘を行った法人数	19法人
文書指摘事項	指摘法人数
I 法人運営	15法人
1 定款変更等の状況	
(1)定款内容の不備	5法人
(2)定款変更の手続きの不備	
(3)定款の備え置き及び公表がされていない	
(4)その他()	1法人
2 評議員・評議員会の状況	
(1)評議員の状況	
ア 評議員の選任手続きが不適切	3法人
イ 構成が不適切	
ウ 定数不足	
エ 評議員への報酬等の不適正な支給	
オ 支給基準等を公表していない	
カ その他()	
(2)評議員会の状況	
ア 招集が適正に行われていない	6法人
イ 決議が適正に行われていない	
ウ 議事録の作成、保存が不適切	
エ その他(招集方法が不明)	1法人
3 役員(理事・監事)・理事会の状況	
(1)役員の状況	
ア 役員の選任手続きが不適切	2法人
イ 構成が不適切	1法人
ウ 役員として含まれていなければならない者が選任されていない	
エ 役員の報酬等の不適正な支給	
オ 支給基準等を公表していない	
カ 定数不足	
キ 理事長の選任が適正に行われていない	
ク その他()	
(2)理事会の状況	
ア 招集が適正に行われていない	
イ 決議が適正に行われていない	4法人
ウ 権限の委任が不適切	
エ 職務執行状況が報告されていない	11法人
オ 議事録の作成、保存が不適切	5法人
カ その他()	
4 監事監査の状況	
(1)監査報告書の作成が不適切	
(2)その他()	
II 事業	1法人
1 社会福祉事業の実施状況	
(1)定款に記載されていない事業を実施している	
(2)社会福祉事業が法人の全事業の主たる地位を占めていない	
(3)社会福祉事業収入の使途が不適切である	
(4)その他()	
2 公益事業の実施状況	
(1)社会福祉との関連性又は公益性が認められない	
(2)公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えている	
(3)公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来している	1法人
(4)その他()	
3 収益事業の実施状況	
(1)社会福祉事業又は公益事業の経営に収益が充てられていない	
(2)収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来している	
(3)その他()	

III 管理	17法人
1 人事管理の状況	
(1)施設長等の任免が不適切	2法人
(2)その他()	1法人
2 資産管理の状況	
(1)基本財産の管理運用が不適切	
(2)基本財産以外の資産の管理運用が不適切	1法人
(3)株式の保有状況が不適切	
(4)不動産の借用状況が不適切	
(5)その他()	
3 会計管理の状況	
(1)予算(補正予算)が適正に編成されておらず、執行状況が不適切	
(2)規程・体制	
ア 経理規程の未整備等又は事務処理が規程に則していない	13法人
イ 管理運営体制の未整備又は内部牽制に配意した体制となっていない	
(3)会計処理	
ア 資産評価が不適切	
イ 引当金の計上が不適切	
ウ 基本金、積立金の計上が不適切	
(4)会計帳簿	
ア 諸帳簿の作成が不十分	
イ 計算書類に係る金額が主要簿と一致していない	1法人
(5)決算及び計算書類	
ア 決算手続が不適切	
イ 計算書類の作成が不十分	2法人
ウ 附属明細書の作成が不十分	2法人
(6)借入が適正に行われていない	
(7)その他()	
4 その他	
(1)法人関係者に特別の利益を供与している	
(2)社会福祉充実計画に沿って事業が実施されていない	
(3)必要事項がインターネットの利用により公表されていない	4法人
(4)登記が必要な事項について、変更登記がなされていない	
(5)その他()	